

沖の島PR動画作成事業 募集要領

1. 目的

当市には、県内唯一の有人離島である沖の島・鶴来島が足摺宇和海国立公園の区域内にあり、豊かな自然が残されている。については、その地域資源を活かしたイベントや地場産業と連携した観光メニューを創出しながら、滞在交流型観光の推進を図るとともに、自然、歴史、食などの島の持つ魅力を活かし、安全・安心で快適に住み続けられる「しまづくり」の取組を関係団体と連携を図りながら推進し、島を訪れた観光客の満足度を高め、リピーターの定着を目指していく取組を推進する必要がある。

また、より多くの観光客の誘致を図れるよう観光・物産イベントへの参加による効果的な観光情報の発信や観光ニーズに応えるよう SNS やホームページなどを活用した情報発信機能の充実に取り組みとともに、来島した観光客の島内移動の利便性の向上のための取組を支援する。

2. 概要

- (1) 業 務 名：沖の島PR動画作成事業
- (2) 業 務 内 容：別添業務仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間：委託契約締結日から令和7年2月28日まで
- (4) 委託予定額：2,497,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

3. 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 過去に観光等プロモーション事業委託業務もしくは動画等の作成委託業務の履行実績を元請けとして有していること。

4. 委託候補者の選定スケジュール

内 容	時 期
公募開始（実施要領等の公表、質問受付開始）	令和6年9月25日（水）
質問書提出期限	令和6年9月30日（月）17:00まで
質問の回答集約分を電子メールで送付	令和6年10月4日（金）
参加意向申出書受付期限	令和6年10月10日（木）
企画提案書等の提出期限	令和6年10月18日（金）17:00まで
企画提案プレゼンテーション案内	令和6年10月22日（火）
企画提案プレゼンテーション実施	令和6年10月下旬
選考結果通知発送	令和6年11月上旬

5. 質問受付及び回答

本実施要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式第3号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年9月30日（月）17：00まで
- (2) 提出方法：質問書（様式第3号）を電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法：提出された質問は個別に回答するとともに、参加事業者には令和6年10月4日（金）までに社名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送付する。
- (4) 提出先：後記12を参照

6. 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限：令和6年10月10日（木）17：00まで
- (2) 提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- (3) 提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先：後記12を参照

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和6年10月18日（金）17：00まで
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出書類：「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」（別紙1）を参照
- (3) 提出方法：持参又は郵送（必着）による。
- (4) 提出先：後記12を参照

8. 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時・場所

令和6年10月下旬（未定）宿毛市役所3階 会議室

（※開始日時等は、企画提案プレゼンテーション案内送付時に通知します。）

イ 実施時間

1事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする）

ウ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。

(2) 選定方法

事業者の選定は、市が審査委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

(3) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

審査項目	評価内容	配点
過去実績の評価	過去に類似の業務を行った実績があり、今回の業務を遂行できる知識や技術を有しているか。	10
実施体制	事業実施のスケジュールは適正かつ効率的なものとなっているか。	20
	事前調査や島民へのヒアリング等、業務を進めるのにあたり必要な工夫がされているか。	10
	業務を遂行できる人員の確保などの体制の確立はなされているか。	10
提案内容	仕様書に記載された業務の内容を十分に理解した提案内容となっているか。	20
	今後、沖の島振興に寄与できるような工夫がされているか。	10
	沖の島の実情を踏まえ、また事業の目的を十分理解したうえでの提案となっているか。	10
見積書	企画提案内容に対し、適切に積算し、実施可能な金額となっているか。	10
合計		100

(4) 結果の公表

審査結果は、令和6年11月上旬に全ての参加事業者に文書で通知する。

9. 契約の締結

前記 8 により委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、辞退その他の理由（契約締結までに前記 3 の参加資格を満たさなくなった場合又は次項 10 に該当する事実が判明した場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

10. 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び (4) に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された提案書は、宿毛市情報公開条例（平成 13 年宿毛市条例第 26 号）に基づく情報公開請求があった場合、及び宿毛市議会へ説明する場合においては、公開することとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (6) 仕様書の記載内容については、業務を進めるうえで、軽微な変更を行う場合がある。
- (7) 参加申込者が 1 者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本委託業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (8) 提出書類は、(4) の場合を除き、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

12. 問い合わせ・提出先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘 1 番地
宿毛市役所企画課政策企画係 担当：大内・北川
TEL：0880-62-1255 FAX：0880-62-1274
E-mail：kikaku@city.sukumo.lg.jp

(別紙 1)

企画提案書等提出書類一覧及び留意事項

1. 質問書

提出期限 令和 6 年 9 月 30 日 (月) 17:00 まで (※メールによる)

①質問書 (任意様式)
※プロポーザル参加申込書とは提出方法が異なるので注意。

2. 参加意向申出書

提出期限 令和 6 年 10 月 10 日 (木) 17:00 まで (※持参又は郵送 (必着) による)

①プロポーザル参加意向申出書 (様式第 1 号) 正本 1 部
※企画提案書とは提出期限が異なるので注意。
②委託事業者の主要業務実績 (任意様式) 正本 1 部
任意様式
③誓約書及び照会承諾書 (様式第 2 号) 正本 1 部
様式第 2 号のとおり

3. 企画提案書等

提出期限 令和 6 年 10 月 18 日 (金) 17:00 まで (※持参又は郵送 (必着) による)

①企画提案書 (様式第 4 号) 正本 1 部、副本 6 部
企画提案書 (様式第 4 号) を表紙とし、別紙 (A4 縦版とし、A4 サイズ以上になる場合は A4 サイズに折り込むこと) に業務の実施方法について具体的に記載すること。
②業務実施体制 (様式第 5 号) 正本 1 部、副本 6 部
様式のとおり
③会社概要書 7 部
会社概要書は会社パンフレット等でも可。
④業務経歴書 (様式第 6 号) 7 部
参加資格の (5) に当てはまる業務を最大 5 つまで記載すること。なお、西日本圏の業務を優先して記載すること。
⑤見積書 (任意様式) 正本 1 部
消費税を除いた価格及び税込価格を記載し、可能な限り内訳の記載に努めること。